作業開始前《重点》点検表

機械・装置名	丸鋸盤	機械番号	
ユニット	内装仕上げ１（床・天井）	分類番号	HU106-1030-1

平成　　年　　月度

点検項目	点検内容	日付			
		点検者			
		確認者			
丸鋸	・手で鋸軸を回し、左右に振れない。				
フランジ	・鋸軸を固定し、スパナで回してもゆるくない。				
割刃	・手で左右にゆすっても、揺れたり傾かない。				
ブレーキ装置	・ブレーキを作動し、のこ軸を手で回しても回らない。				
テーブル昇降	・昇降がスムーズで、重くない。				
直定規	・左右にスムーズに動く。				
鋸軸固定装置	・固定装置をセットし、鋸軸を回しても回らない。				
接触予防装置	・加工物を挿入しても、送材が重くない。				
給油	・油切れやごみの付着がない。				
騒音、振動、軸受温度	・異常騒音、異常振動、異常発熱がない。				

(特記)要注意・不良個所があれば必ず記入し、担当指導員に報告すること。

（注意）
・点検、清掃などの作業を行うときは、運転を停止し、その旨を標示して行う。
・不意に始動しないよう、元スイッチ、手元スイッチを切り、さらにロックすること。
・標示は他の者が見える位置に、はっきりと標示すること。
（関係法令）
　労働安全衛生規則第107条（そうじ等の場合の運転停止等）
　労働安全衛生規則第 108 条（刃物のそうじ等の場合の運転停止等）

判定種別　　良好：○　　不良：×